

学校生活の手引

(平成31年度)

目 次

校 歌	1
小石川中等教育学校沿革	2
1 教育理念 2 教育目標 3 育てたい生徒像	3
1 授業時刻など	4
2 学校生活について	5
3 願出・届出	8
4 留学について	9
5 危険防止について	11
6 貴重品管理について	11
7 遺失物について	12
8 防火について	12
9 健康管理に関係すること	12
10 図書館関係のこと	15
11 経営企画室関係のこと	18
12 環境美化について	19
13 生徒自治会活動	22
14 生徒自治会規約	23
会計細則	32
選挙管理委員会細則	36
行事週間細則	42
放送委員会細則	44
15 生徒総会法	45
16 特別委員会法	47
17 新聞委員会法	48
18 体育施設使用規則	51
19 自習室使用規則	54
20 部室使用規則	56
21 活動時間について	57
22 休日の活動場所について	57
23 休日の更衣場所について	57
24 校外生活に関係すること	58
25 非常災害(火災・地震など)に対する注意	58
校舎配置図	
定期試験の心得	

東京都立小石川中等教育学校

〒113-0021 東京都文京区本駒込2-29-29

電話 03 (3946) 5171



京尾配合率70%再生紙を使用しています

1 授業時刻など

1. 授業は原則として下記の時刻で行う。(平成29年度)

予 鈴	8 : 25 (出欠確認)
1 時 限	8 : 35 ~ 9 : 20
2 時 限	9 : 30 ~ 10 : 15
3 時 限	10 : 25 ~ 11 : 10
4 時 限	11 : 20 ~ 12 : 05
昼 休 み	12 : 05 ~ 12 : 55
5 時 限	12 : 55 ~ 13 : 40
6 時 限	13 : 50 ~ 14 : 35
7 時 限	14 : 45 ~ 15 : 30

8 時 限 15 : 40 ~ 16 : 50

(注) 8時限は後期の第2外国語希望者のみ。

2. 放課後について

部活動は放課後に行う。

3. 気象警報発令時の授業

対象とする警報 **大雨、大雪、暴風、暴風雪**

対象とする地域 **東京23区のいずれか**

- ① 上記警報が発令された場合は自宅待機とする。
◎通学途中で警報が発令された場合は、原則として学校か自宅の近いほうに行くこと。
- ② 朝6時の段階で警報が解除されていれば平常の授業とする。
- ③ 朝10時までに警報が解除された場合は5時間目からの授業とする。
◎朝10時までに警報が解除された場合、生徒は極力公共交通機関を利用して登校し、事故に遭わないように注意すること。また、通常使用する公共交通機関が不通となるなど登校に著しく支障がある場合は、無理をせずに回復を待ってから登校すること。
- ④ 朝10時の段階で警報が解除されていない場合はその日を休校とする。休校となった場合は、その後警報が解除されても生徒の登校は原則禁止とする。
- ⑤ 上記以外の授業の変更を行う場合は、メールおよびHPで連絡を行う。

2 学校生活について

1. 服装〈通常〉

前期…制服とする。セーター・ベストは学校の指定するものの中から選んで着用する。

男子冬服

指定品	組合せ
ブレザー、ズボン、ネクタイ セーター、ベスト	セーター、ベスト、白のワイシャツ

女子冬服

指定品	組合せ
ブレザー、スカート、ズボン、ネクタイ、セーター、ベスト	セーター、ベスト、白のワイシャツ

コートについては、シングルコート、ピーコート、ダッフルコートとし、色は、黒、紺、灰とする。

男子夏服

指定品	組合せ
ズボン、ネクタイ	白のワイシャツ・ポロシャツ
式の時ネクタイ、白のワイシャツを着用	

女子夏服

指定品	組合せ
スカート、ズボン ネクタイ	白のワイシャツ・ポロシャツ
式の時にはネクタイ、白のワイシャツを着用	

* 衣替え移行期間

夏服 6月1日を基準とする前後一週間を衣替え移行期間とし、各自が調節をすること。

冬服 10月1日を基準とする前後一週間を衣替え移行期間とし、各自が調節をすること。

後期…授業をうけるのにふさわしい服装を着用する。

服装〈式典時〉(始業式、終業式、修了式、入学式、卒業式)

前期…制服。

後期…前期課程の制服、またはそれに準じたものを着用する。

(例：ブレザーにYシャツ等)

2. 身だしなみ

前期・後期とも…小石川生としての品位を保ち、清潔な身だしなみを心掛ける。

3. 外出

前期…禁止とする。

後期…原則禁止。やむを得ず外出が必要な場合(昼食忘れの場合等)は、許可を得てから外出する。

4. 携帯電話

前期…持ち込みを原則禁止とする。どうしても必要な場合は、理由を明記した申請書を提出し、許可を得る。校内では朝のHRで預かり、帰りのHRで戻すが、その後も下校時までは電源を切り使用しない。なお、緊急に必要な場合は、教員の許可の下、使用する。

後期…必要のないものは持ってこない。校内では授業時には電源を切り使用しない。

5. 自販機

前期…昼と放課後のみの利用とし、自販機のそばで飲む。(昼食時のみ教室持ち込み可)

後期…授業に差し支えないように利用する。

6. 自転車通学

前期…通学の際に自転車を使用することは禁止する。

後期…許可する。使用する生徒は届け出る。なおオートバイ(原付自転車を含む)などでの登校は禁止する。

7. 朝練習

前期…顧問がつける時のみ練習可。

時間は7:30～8:15とする。

後期…自主練習とする。時間は7:30～8:15とする。

部として活動するときは顧問がつくこと。

8. 昼練習

前期…禁止。

後期…自主練習とする。

9. 履きものについて

通学用は黒色の運動靴または革靴とする。(ただし、運動靴の場合、ライン等は白でも可とする)

校内では、本校指定の上履きを使用すること。体育館では体育館履きを使用すること。

特別教室ではそれぞれの科の指示に従うこと。

紫友会館は備え付けのスリッパを使用すること。

10. 体育着について

体育の授業は学校指定の体育着・ジャージを着用すること。

11. 前期生の昼食について

① 牛乳給食について

原則全員に行う。費用は、学校納付金として積立金とともに納入する。

② ランチボックス(給食)について

希望者には、プリペイドカードによる1食300円の予約制ランチボックスがある(一週間前の午後1時までに予約)。

利用方法は、経営企画室備え付けの払込取扱票により、ゆうちょ銀行で給食代金を払込み(1回15,000円)、経営企画室でチャージを受ける。

なお、除去食は行わないので、食物アレルギーがある場合は、弁当を持参してくること。

その他、時間割、学校行事の関係で全員弁当を持って来る日もある。